



機械の製造等を行う者の実施事項

(1) リスクアセスメントの実施

- ①使用上の制限等の機械の制限に関する仕様の指定
- ②機械に労働者が関わる作業における危険源の特定
- ③それぞれの危険源ごとのリスクの見積り
- ④適切なリスクの低減が達成されているかどうかの検討

(2) 保護方策の検討および実施

- ①本質的安全設計方策の実施
- ②安全防護および付加保護方策の実施
- ③使用上の情報の作成

使用上の情報の提供

機械の譲渡、貸与

機械を労働者に使用させる事業者の実施事項

(1) リスクアセスメントの実施

- ①使用上の情報を確認
- ②機械に労働者が関わる作業における危険源の特定
- ③それぞれの危険源ごとのリスクの見積り
- ④適切なリスクの低減が達成されるかどうかおよびリスク低減の優先度の検討

(2) 保護方策の検討および実施

- ①本質的安全設計方策のうち可能なものの実施
- ②安全防護および付加保護方策の実施
- ③作業手順の整備、教育の実施、個人用保護具の使用等

注文時の条件の提示、使用後に得た知見等の伝達